

帯広市特別用途地区内建築物の制限に関する条例

平成 19 年 10 月 1 日
条例第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 49 条第 1 項の規定に基づき、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 2 号に規定する特別用途地区内における建築物の建築の制限について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。)の定めるところによる。

(適用区域)

第 3 条 この条例の規定は、別表左欄に掲げる特別用途地区の区域内において適用する。

(特別用途地区内の建築制限)

第 4 条 別表左欄に掲げる特別用途地区内においては、同表右欄に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が当該特別用途地区の指定の目的に反しないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による許可をしようとする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、帯広市建築審査会の意見を求めるものとする。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第 5 条 法第 3 条第 2 項の規定により前条第 1 項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内で増築又は改築をする場合においては、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、前条第 1 項の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時(法第 3 条第 2 項の規定により前条第 1 項の規定の適用を受けない建築物について、法第 3 条第 2 項の規定により引き続き前条第 1 項の規定(同項の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積(同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)及び建築面積(同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第 52 条第 1 項から第 9 項まで及び法第 53 条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計が基準時における床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。

(3) 増築後の前条第 1 項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が基準時におけるその部分の床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。

(4) 用途の変更(令第 137 条の 18 に規定する類似の用途相互間におけるものを除く。)を伴わないこと。

(既存の建築物の用途変更に係る類似の用途)

第 6 条 令第 137 条の 19 第 3 項の規定により指定する類似の用途は、令第 137 条の 18 に規定する類似の用途とする。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 4 条第 1 項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第 87 条第 2 項において準用する第 4 条第 1 項の規定に違反した場合における当
該建築物の所有者、管理者又は占有者
(両罰規定)

第 9 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人
又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又
は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 7 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 6 月 25 日条例第 15 号)

別表(第 3 条、第 4 条関係)

特別用途地区	建築してはならない建築物
大規模集客施設制限地区	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で令第 130 条の 9 の 2 で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの
特別工業地区	法別表第 2 (ほ) 項に掲げるもの(事務所、工場及び倉庫業を営まない倉庫の用途に類するもので、糖類、精穀、製粉、イースト、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造を営むもの並びに自動車整備を営むものを除く。)